

CAPITAL MARKETS BULLETIN

2023 年 1 月号 (Vol.68)

令和 4 年度ディスクロージャーワーキング・グループ報告の公表 ～四半期開示の見直しの方向性とサステナビリティ開示のロードマップ～

- I. はじめに
- II. 四半期開示の見直し
- III. サステナビリティ開示の制度整備と
ロードマップ
- IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所

パートナー 田井中 克之

TEL. 03 6266 8596

katsuyuki.tainaka@mhm-global.com

パートナー 宮田 俊

TEL. 03 6266 8732

suguru.miyata@mhm-global.com

アソシエイト 平川 諒太郎

TEL. 03 5223 7712

ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

I. はじめに

四半期開示の見直し及びサステナビリティ開示については、2022 年 6 月 13 日に「[金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—](#)」(以下「令和 3 年度 DWG 報告」)が公表されました。これを受けて、サステナビリティ開示に関しては同年 11 月 7 日に[企業内容等開示府令等の改正案](#) (以下「本改正案」)が公表されるなど、その検討が進められています¹。

一方で、令和 3 年度 DWG 報告では、第 1・第 3 四半期に係る四半期報告書を廃止して取引所の四半期決算短信に「一本化」することに向けた課題や、サステナビリティ開示に関してサステナビリティ基準委員会 (Sustainability Standards Board of Japan: SSBJ) の役割の明確化やロードマップの策定について、引き続き検討することとされました。

令和 4 年度の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ (以下「DWG」) においては、これらの事項が検討され、2022 年 12 月 27 日に「[金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告](#)」(以下「本 DWG 報告」)が公表されました。

本ニュースレターでは、本 DWG 報告の内容について紹介したうえで、これらの制度整備が実務に与える影響等について検討します。

¹ DWG におけるこれまでの議論は「[CAPITAL MARKETS BULLETIN 2022 年 4 月号 \(Vol.61\)](#)」、「[CAPITAL MARKETS BULLETIN 2022 年 6 月号 \(Vol.64\)](#)」及び「[CAPITAL MARKETS BULLETIN 2022 年 11 月号 \(Vol.66\)](#)」等をご参照ください。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

II. 四半期開示の見直し

1. 四半期決算短信の任意化

令和3年度 DWG 報告は、四半期開示の見直しについて、四半期決算短信への「一本化」の方向性を示していましたが、本 DWG 報告は、その具体化にあたって課題となる点について検討を加えています。

具体的には、まず、令和3年度 DWG 報告では「全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無をどう考えるか」という点が検討課題とされました。この点について、本 DWG 報告は、当面は、上場市場や企業規模等に関わらず、全ての上場企業に対して四半期決算短信の開示を一律に義務付ける考えを示しつつ、任意化については継続的な検討課題としました。

I. 1. (1) 四半期決算短信の義務付けの有無²

このように、日本企業の開示を巡る現状に照らすと、経営戦略の進捗状況の確認としての意義、平均的な企業の開示姿勢への懸念や、開示の後退と受け取られることで日本市場全体の評価が低下するおそれ等に鑑みて、当面は、四半期決算短信を一律に義務付けることが考えられる。

その上で、将来的な四半期決算短信の任意化については、まず、企業の開示に対する意識の改善・向上や、企業が積極的に投資家へ充実した情報を提供するような市場環境の確立によって、上記の投資家からの懸念を払しょくする必要がある。このため、今後、適時開示の充実の達成状況や開示を巡る企業の意識の変化のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等³を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討していくことが考えられる。

2. 開示の内容

四半期決算短信の開示内容に関しては、令和3年度 DWG 報告で提起された「従来、速報性の観点から簡素化されてきた経緯がある中、『一本化』に当たり、その内容をどう見直すか」という論点について、本 DWG 報告では以下の考えが示されています。

I. 1. (3) 四半期決算短信の開示内容

今回の見直しが情報開示の後退と受け取られないようにする観点からは、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、

² 以下、枠囲み内は本 DWG 報告からの抜粋です。但し、下線は筆者が付したものです。

³ 本 DWG 報告では、「適時開示と、四半期開示のような定期開示とは性質が異なるため、必ずしも適時開示の充実により四半期開示を代替できるわけではないとの意見」や、「適時開示が充実すれば定期開示である財務諸表の重要性が低下するわけではなく、財務諸表には一定期間の経済事象が網羅され、利用者が一定時点ごとに情報把握できること、信頼性確保やエンフォースメントのコストが合理的であることから、定期開示が継続されてきたとの意見」、「よりタイムリーな開示に移行する前提として、継続的監査 (continuous auditing) により監査法人が、常時、監査を行う状態になっていることが必要との意見」が紹介されています。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

キャッシュ・フローの情報等) について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられる。

なお、四半期報告書において、直近の有価証券報告書の記載内容から重要な変更があった場合に開示が求められてきた事項については、当該事項が元々、有価証券報告書における記載事項であることを踏まえると、これらに重要な変更があれば、同じ金融商品取引法上の報告書である臨時報告書の提出事由とすることが考えられる。例えば、有価証券報告書の記載事項であり、本年 6 月の当ワーキング・グループ報告において開示の充実を提言した「重要な契約」について、現行の四半期報告書において開示が求められているように、重要な変更があった場合や新たに契約締結を行った場合には、これを臨時報告書の提出事由とすることが考えられる。

ここでは、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い一定の事項については四半期決算短信の開示内容を追加する方針が示されています。この「速報性」が意味するところについては、現在の四半期報告書と同じタイミング（四半期会計期間後 45 日以内）を提出期限とするのであれば速報性の観点からは許容可能との意見も紹介されているものの、本 DWG 報告としての結論は必ずしも明確にされておらず、取引所における具体的な検討に委ねられています。また、投資家の要望が特に強い一定の事項についても、セグメント情報やキャッシュ・フローの情報が例示として挙げられてはいるものの、その具体的な内容は取引所によって検討されることとなります。

また、これまで、有価証券報告書等の記載事項の一部⁴について重要な変更があった場合には四半期報告書においてその内容を開示することが義務付けられてきましたが、四半期決算短信への一本化後は、これらの変更があったことを臨時報告書提出事由とすることが提言されています。ここでいう「重要な変更」の一例としては「重要な契約」に関する変更が挙げられていますが、そのほか、これまで四半期報告書において開示することが求められていた重要な変更の全てが臨時報告書提出事由として定められるのか、また、これらの事項以外も追加されるのか、提言を踏まえた具体的な改正案の内容が注視されます。

なお、臨時報告書の提出事由が発生した場合には、提出会社には「遅滞なく」臨時報告書を提出することが求められます。そのため、上記の提言どおりの改正が行われた場合には、「重要な変更」の有無を四半期ごとに精査するだけでは足りず、その発生をタイムリーに把握することができる社内体制の整備が必要になります。

3. 適時開示の充実

将来的な四半期開示の任意化を検討する前提として、適時開示の充実は重要な考慮

⁴ 重要な変更があった場合に開示が求められていた有価証券報告書等の記載事項としては、「事業の内容」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「経営上の重要な契約」、四半期連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み並びに有価証券届出書等に記載された手取金の使途等が挙げられています（開示府令第 4 号の 3 様式）。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

要素となっており、令和 3 年度 DWG 報告では「投資家の投資判断上、よりタイムリーに企業の状況変化に関する情報が企業から開示されるよう、取引所において適時開示の促進を検討すべきである」という提言が行われたところ、本 DWG 報告では以下のような考えが示されています。

I. 1. (2) 適時開示の充実

まず、企業の積極的な適時開示を促すためには、取引所における好事例の公表やエンフォースメントの強化のほか、適時開示ルールの見直し（細則主義から原則主義への見直し、包括条項における軽微基準の見直し）について、取引所において継続的に検討を進めることが考えられる。

（中略）

また、適時開示を充実していく中で、投資判断における適時開示情報の重要性が高まることを踏まえると、適時開示情報の信頼性を確保することが重要となるが、これに対しては、企業における一層の体制整備のほか、将来的に、重要な適時開示事項（例えば、企業が公表する重要な財務情報等）について臨時報告書の提出を求めることを検討することが考えられる。ただし、重要な適時開示事項を臨時報告書の提出事由とすることについては、対象が過度に広がりすぎると企業負担の増加となることから、その対象範囲を明確化すべきとの意見があり、将来、具体化する際には、重要な適時開示事項の範囲や、将来情報が含まれる場合の取扱いについて検討していくことが考えられる。

ここでは、「適時開示ルールの見直し」として、「細則主義から原則主義への見直し」と「包括条項における軽微基準の見直し」が挙げられています。

この見直しに際しては、本 DWG 報告は「細則が定められている中でこれまで実務が行われてきた点や、インサイダー取引規制及びフェア・ディスクロージャー・ルールとの関係を考慮すべき」との意見を紹介したうえで、こうした意見を踏まえた検討が必要としています。また、DWG の審議の過程では、現在の適時開示規則には包括条項（バスケット条項）が定められている以上、細則主義を採っているから重要な事実が開示されていないわけではない、といった意見⁵も示されています。このような指摘のとおり、現行の適時開示制度においては、バスケット条項に基づく包括的な開示が求められているものであり、原則主義の採用が企業の積極的な開示をもたらすかは疑問が残ります。

また、この提言の中では、将来的に、重要な適時開示事項について臨時報告書の提出事由とすることも検討の対象となる旨が示されており、「企業が公表する重要な財務情報」がその一例に挙げられ、業績予想等の将来情報についても臨時報告書の提出事由として組み込まれる可能性が示唆されています。この点に関しては、本 DWG 報告が示すとおり、法定開示としての法的責任と将来情報の開示に関する関係が整理される必要がある⁶ほか、臨時報告書と適時開示による開示の重複についてどのように

⁵ いずれも [DWG（令和 4 年度）第 1 回議事録](#)（黒沼委員発言）。

⁶ なお、将来情報の開示に関しては、2022 年 11 月 7 日付で公表された「[『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案](#)」のうち開示ガイドライン改正案において一定の考え方が示されています。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

整理するのかの検討が必要になります⁷。

4. 監査・レビューのあり方

(1) 四半期決算短信に関する監査レビューの要否

四半期決算短信に関する監査人のレビューの有無に関しては、令和3年度DWG報告では、現行制度上、四半期報告書に対してはレビューが求められていることを踏まえ、「四半期決算短信に対する監査法人によるレビューの必要性についてどう考えるか」という論点が提起されていたところ、本DWG報告では以下の考えが示されています。

I. 1. (4) 四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無

以上を踏まえると、速報性の観点等から、四半期決算短信については監査人によるレビューを一律には義務付けないことが考えられる。

他方、投資家から監査人によるレビューを求める意見が一定程度あることや、企業側にもレビューを受けるかどうかは企業側の判断に委ねるべきであるとの意見があることを踏まえ、企業においてレビューを受けるかどうかは任意とするとともに、投資家への情報提供の観点からレビューの有無を四半期決算短信において開示することが考えられる。

あわせて、例えば、会計不正が起こった場合（これに伴い、法定開示書類の提出が遅延した場合を含む）や企業の内部統制の不備が判明した場合、信頼性確保の観点から、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付けることが考えられる。その際、監査人によるレビューを義務付ける要件やその期間については、取引所において、不適正開示等に対する実効性確保措置との関係も踏まえて、具体的に検討を進めることが期待される。

ここでは、原則として四半期決算短信に対するレビューを任意とするとともに、そのレビューの有無について四半期決算短信において開示させる方向性が示されています。

また、会計不正の発生や内部統制の不備の判明など、財務報告に関する信頼性に疑義が生じた場合には、一定期間監査人によるレビューを義務付ける方向性が示されており、その具体的な制度のあり方は取引所における検討に委ねられています。

(2) 半期報告書・中間監査のあり方

また、半期報告書及び中間監査のあり方に関しては、令和3年度DWG報告では、現行制度上、半期報告書に対しては中間監査が求められていることを踏まえ、「第1・第3四半期報告書の廃止後に上場企業が提出する『半期報告書』に対する監査法人

⁷ 開示の重複に関しては、臨時報告書と適時開示について、「制度上の整理やシステム連携によるワンストップ化の検討を進めることも重要」とされています。この点については、「上場企業の開示情報に係るシステムのあり方について、当局と取引所におけるシステム更改のタイミングも勘案しつつ、中期的な視点で検討を行うことが考えられる。」とされています。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

の保証のあり方についてどう考えるか（「レビュー」、「中間監査」）」という論点が提起されていたところ、本 DWG 報告では以下の考えが示されています。

I. 1. (6) 半期報告書及び中間監査のあり方

金融商品取引法において、第 1・第 3 四半期報告書を廃止した後、上場企業は、開示義務が残る第 2 四半期報告書を、同法上の半期報告書として提出することとなるが、上場企業と投資家のこれまでの実務への配慮や、半期の財務諸表に対する保証に関する国際的な整合性の観点から、上場企業の半期報告書については、現行と同様、第 2 四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め、提出期限を決算後 45 日以内とすることが考えられる。

非上場企業については、金融商品取引法上、任意で、上場企業に義務付けられている四半期報告書を提出することができる枠組みがある。この点、これまでの実務への配慮や、半期報告書に求められている保証の枠組みを中間監査から国際的に整合性が図られているレビューに変更することで海外投資家からの理解が深まるとの意見を踏まえると、非上場企業は、今回の四半期開示の見直し後においても、上場企業に義務付けられる半期報告書の枠組み（現行の第 2 四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビュー、45 日以内の提出）を選択可能とすることが考えられる。

ここでは、上場会社については現行制度と同様の制度（決算後 45 日以内に、監査人のレビューを受けたものを提出する）を維持しつつ、非上場企業については、現行の中間監査を伴う半期報告書の枠組みと新しい中間レビューを伴う半期報告書の仕組みを選択可能とする方向性が示されています⁸。

なお、会計基準・監査基準の整備に関しては、これまでの四半期会計基準及び四半期レビュー基準については、実務的な混乱を避ける観点から、一本化後の四半期決算短信や半期報告書に適用することが合理的との意見を踏まえ、関係者において必要な対応を行うこととされています。

5. エンフォースメント

四半期決算短信の虚偽記載に関しては、令和 3 年度 DWG 報告では、「四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの手段をどう確保するか。この点に関し、四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示することにより法令上のエンフォースメント手段を確保するとの対応策についてどう考えるか」という論点が提起されていたところ、本 DWG 報告では以下の考えが示されています。

I. 1. (5) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

また、法令上のエンフォースメントについては、四半期決算短信に関しても情報

⁸ なお、上場企業である銀行や保険会社等の「特定事業会社」については、これまでの第 2 四半期報告書における、連結ベース及び単体ベースの中間財務諸表の開示から、通常の上場会社と同様の制度に見直すべきとの意見があったものの、「破綻処理制度等との関連も踏まえ、金融監督上の観点から、引き続き検討していくことが必要である。」とされています。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

の信頼性・正確性を確保する観点から、虚偽記載について民刑事の責任や課徴金などの対象とすべきとの意見があった。しかしながら、これまで四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ないことや、第1・第3四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持されることを踏まえると、現時点では、これを不要とすることが考えられる。

ただし、四半期決算短信を含む、取引所の適時開示について、相場変動を図る目的など、意図的で悪質な虚偽記載が行われた場合には、現行でも金融商品取引法上の罰則の対象となると考えられる。

その上で、上記（(2) 適時開示の充実）のとおり、適時開示を充実していく中で、投資判断における重要性が高まることとなる適時開示情報の信頼性を確保する観点から、将来的に、重要な適時開示事項（例えば、企業が公表する重要な財務情報等）を臨時報告書の提出事由とする場合には、四半期決算短信に含まれる情報も重要な適時開示事項に含め臨時報告書の提出事由とすることを検討していくことが考えられる。

ここでは、2016年7月以降の虚偽記載に係る課徴金納付命令事案において、1四半期会計期間における虚偽記載を対象としたものは1件のみであったという実績や、半期報告書及び有価証券報告書に係る法令上のエンフォースメントが可能であること等を踏まえ、四半期決算短信に係る法令上のエンフォースメントを不要とする方向に舵を切る一方で、将来的には四半期決算短信に含まれる情報も臨時報告書の提出事由とすることで法令上のエンフォースメントの可能性を示唆しています。これは、令和3年度DWG報告で示された「臨時報告書によるエンフォースメント」という枠組みを当面は採用しないこととしつつも、将来的な検討課題として、このような枠組みについて継続的に検討する姿勢を示したものと考えられ、今後の議論が注視されます。

なお、ここでは四半期報告書を廃止した場合においても、金商法158条の定める「風説の流布等の禁止」により法令によるエンフォースメントを及ぼす可能性が示唆されています。しかし、同条は、企業開示に限らない一般的な規制であり、また「相場の変動を図る目的」があることを要件としていること等から、例えば四半期決算短信における財務諸表等に虚偽記載があったというだけで直ちに適用があるものではなく、これまでの四半期報告書の虚偽記載等に関するエンフォースメントを代替するものではない点には注意が必要です。

なお、今後の見直しによる半期報告書及び臨時報告書の重要性向上に伴い、これらの書類の公衆縦覧期間を5年に延長することが提言されています。

Ⅲ. サステナビリティ開示の制度整備とロードマップ

1. サステナビリティ開示に関する制度整備の方向性

サステナビリティ開示に関する今後の検討課題として、本DWG報告は、サステナ

CAPITAL MARKETS BULLETIN

ビリティ開示基準に関して、ISSB のサステナビリティ開示基準（2023 年前半に最終化目標）の方向性を見据えつつ、国内の開示基準の開発に向けた議論を進めていくことが重要であるとしています。そして、国内においては「最終的にすべての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」として、国内において統一的に適用しうる開示基準を策定したうえでこのような開示基準を法定開示である有価証券報告書に取り込んでいく方向性が示されています。

この国内基準の設定主体については、本 DWG 報告では、会計基準設定主体に関する 5 つの要件⁹を参考としたうえで、これらを満たしうる主体として SSBJ が挙げられています。こうした状況の下、今後の制度整備について「今後、必要となる関係法令の整備¹⁰を行うとともに、上記の条件を満たした SSBJ が開発する開示基準について、個別の告示指定により我が国の『サステナビリティ開示基準』として設定することで、サステナビリティ開示の比較可能性を確保し、投資家に有用な情報を提供していく」という方向性を打ち出しています。

加えて、本 DWG 報告は、将来的にはサステナビリティ開示基準に基づくサステナビリティ情報について第三者による保証を求めることを前提としつつ、その保証の範囲及び保証の担い手について議論を提起しています。このうち、保証の担い手に関しては、サステナビリティ情報の開示にあたって財務情報との結合性を前提としていることを踏まえ、財務諸表の監査業務を行っている公認会計士・監査法人を主な担い手として想定しているものの、サステナビリティというテーマの広範性等を踏まえ、「保証の担い手を広く確保することも重要」とされており、公認会計士・監査法人以外の主体にも保証の担い手となることを認める可能性を示唆しています。

2. サステナビリティ開示のロードマップ

本 DWG 報告は、サステナビリティ開示について、企業や投資家における予見可能性を高め、実務的な準備を確実に進める観点から、わが国におけるロードマップを示していくことが考えられるとし、本 DWG 報告と同時に[ロードマップ](#)（以下「本ロードマップ」）が公表されています。

本ロードマップは、日本の上場企業等によるサステナビリティ開示について、下表のようなスケジュールによる検討を行うこととしています。すなわち、2023 年に有価証券報告書に「記載欄」を設けるとともに¹¹、SSBJ に関しては、2023 年に位置付

⁹ 本 DWG 報告では、「①独立性、②偏りのない多数の者からの継続的な資金提供、③高い専門性を備えた者による合議制の機関の存在、④基準設定における公正かつ誠実な業務運営、⑤経営環境及び会社実務の変化への対応並びに国際的収れんの観点からの継続的な検討」の 5 要件が掲げられています。

¹⁰ 具体的には、金融商品取引法 193 条及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の定める財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法の定めに対応する規定を、非財務情報であるサステナビリティ開示に関して定めることが想定されます。

¹¹ 「記載欄」の新設については、2022 年 11 月 7 日『[『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案](#)』によってこれに対応する改正案が公表されており、パブリックコメントに対する金融庁の考え方の公表が待たれます。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

けの明確化、同年末ごろに開示基準の検討を経て、2024 年から 2026 年以降にかけて法定開示への取り込みを検討することとされています。また、第三者による保証に関しても、開示基準の策定等を踏まえて 2024 年から 2026 年以降にかけて検討することとされています。

本ロードマップにより示された時間軸は、まだ幅がある等流動的なものとなっていますが、上場企業等がこれを参照しながら社内の開示体制の整備・充実化等を図ることが期待されます。



(本ロードマップより筆者作成)

IV. おわりに

本 DWG 報告では、四半期決算短信への「一本化」に向けた論点に関して具体的な方向性が示され、また、サステナビリティ開示については今後の検討のロードマップが明らかにされました。しかし、今後の議論に委ねられている論点も多く、四半期開示義務を廃止するための金融商品取引法の改正のほか、政府令や取引所規則の改正等、制度の整備に向けた対応が検討されることになります。

こうした議論の状況について引き続き注視が必要となるとともに、制度の見直しの前後を問わず、市場においてはフェアでタイムリーな開示が重要視されます。また、適時開示が原則主義に移行するなど開示を行う企業の裁量の幅が広がることによって、企業の高度な判断が必要となる場面がより多くなることも想定されます。そのような場合、判断の客観的合理性などを担保するためにも、外部カウンセルによるレビューがさらに重要になると考えられます。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

セミナー

- セミナー 『戦略的コーポレート・ファイナンスの法務と実務 -新株予約権・CBによる第三者割当型ファイナンス、臨報方式の海外募集、新型ライツ・オフリングをはじめ最新手法を徹底検証-』

視聴期間 2022 年 12 月 15 日（木）10:00～2023 年 2 月 14 日（火）17:00

講師 根本 敏光

主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『2023 年 3 月期（6 月提出）から義務的適用 有価証券報告書における「サステナビリティ」開示 セミナー』

視聴期間 2023 年 1 月 25 日（水）～2023 年 2 月 24 日（金）

講師 宮田 俊

主催 宝印刷グループ／株式会社宝印刷 D & I R 研究所
- セミナー 『サステナビリティ開示の義務化—2023 年 3 月期有価証券報告書（6 月提出）から適用—』

視聴期間 2023 年 2 月 1 日（水）10:00～2023 年 3 月 31 日（金）17:00

講師 宮田 俊

主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『2023 年 3 月期（6 月提出）有価証券報告書から適用「サステナビリティ情報の義務的開示」』

開催日時 2023 年 2 月 1 日（水）10:00～12:00

講師 宮田 俊

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『第 331 回 2023 年 3 月期から適用 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示』

開催日時 2023 年 2 月 2 日（木）18:00～19:00

講師 宮田 俊

主催 一般社団法人日本 CFO 協会
- セミナー 『第 5072 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「2023 年 3 月期有価証券報告書から始まるサステナビリティ法定開示を正しく理解する」』

開催日時 2023 年 2 月 15 日（水）13:30～15:30

講師 田井中 克之

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

CAPITAL MARKETS BULLETIN

文献情報

- 論文 「J-REITの開示について考える～S-REITを中心に海外REITとも比較して～」
- 掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.70
- 著者 佐伯 優仁（共著）

NEWS

- 2022 Lexology Client Choice Awardsにて当事務所の弁護士がWinnerに選ばれました
- Law Business Researchによる2022 Lexology Client Choice Awardsにおいて、日本から選出された8名のうち、当事務所からは以下の3名の弁護士がWinnerに選ばれました。
- ・ Capital Markets
根本 敏光
 - ・ Construction
諏訪 昇
 - ・ Real Estate
佐伯 優仁
- Chambers Asia-Pacific 2023にて高い評価を得ました
- Chambers Asia-Pacific 2023で、当事務所は日本における複数の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。さらにタイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）、及びベトナムにおいても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

- ・ Capital Markets (Band 1)
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)

弁護士

JAPAN

- ・ Capital Markets
鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之
- ・ Capital Markets: J-REITs
尾本 太郎、藤津 康彦

CAPITAL MARKETS BULLETIN

・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives

佐藤 正謙、江平 享

- 鈴木 克昌 弁護士が ALB Asia Top 15 Capital Markets Lawyers 2022 に選出されました
トムソン・ロイターグループが発行する雑誌 ALB (Asian Legal Business) Asia 2022 年 11 月号の特集「Asia Top 15 Capital Markets Lawyers 2022」にて、当事務所の鈴木 克昌 弁護士が選出されました。
- 内田 修平 弁護士が ALB の Dealmakers of Asia 2022 に選出されました
トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) Asia 2022 年 12 月号にて、内田 修平 弁護士が Dealmakers of Asia 2022 に選出されました。
- 名古屋オフィス移転のお知らせ
森・濱田松本法律事務所 名古屋オフィスは、この度、2022 年 12 月 12 日より、大名古屋ビルヂングの 23 階から 29 階に移転することとなりましたのでご案内申し上げます。
- 新人弁護士 (42 名) が入所しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com